

◆補助金の額について

※お子さんが、幼稚園類の幼児施設、特別支援学校幼稚部に在籍する場合は、下記の金額と異なることがあります。詳しくはお問い合わせください。

	補助金階層		A	B	C	D1	D2	E1	E2
	世帯の状況		生活保護世帯	非課税世帯	均等割のみ課税世帯	世帯の区民税所得割額が			
						77,100円以下の世帯	211,200円以下の世帯	256,300円以下の世帯	256,300円を超える世帯
保育料補助金(月額)	(ア) 就園奨励費補助金 + 負担軽減補助金(月額)	第1子(特第1子)	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	24,600円限度	20,183円限度	14,500円限度	10,000円限度
		第2子(特第2子)	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	27,333円限度	22,833円限度
		第3子以降(特第3子以降)	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度	28,000円限度
	(イ) 保育料-基準額(月額)	基準額(最低でも負担していただく額)	0円	2,500円	5,800円	7,800円	9,800円		
※第3子以降は、階層を問わず、基準額は0円となります。									
入園料補助金(年額)		新入園児	100,000円限度		80,000円限度				

●保育料補助金(月額)は、上記の(ア)と(イ)を比べて少ない額となります。

<例> D2階層第1子・保育料29,000円の場合 (ア) 限度額 20,183円 < (イ) 保育料 29,000円 - 基準額 7,800円 = 21,200円 のため補助金額は 20,183円(月額)となります。

●入園料補助金(年額)は、納入した入園料が、表の金額より少ない場合は、納入した額が補助金額となります。

<例> D2階層第1子・入園料120,000円の場合 限度額 80,000円 < 納入額 120,000円 のため、補助金額は 80,000円(年額)となります。

※第何子判定について 幼稚園に通園している園児から第1子、第2子・・・と数えます。

ただし、就学前の兄・姉が、保育所等に在籍する場合は、その兄・姉から第1子、第2子と数えます。

また、小学1校年生～中学校3年生の兄・姉がいる場合は、その兄・姉から第1子、第2子と数え、園児は「特第〇子」と数えます。

※階層について

階層は、令和6年度区市町村民税均等割額及び所得割額(世帯の合計額)によって決定します。

ただし、住民税の住宅ローン控除や寄付金税額控除を受けている場合は、控除適用前の金額に基づき決定します。